

大崎市話し合う協働のまちづくり条例を施行しました

大崎市話し合う協働のまちづくり条例を施行しました



大崎市協働のまちづくり条例策定委員会
委員長

NPO法人おおさき
地域創造研究会

事務局長

宮城大学事業構想学部
3年生

条例は、12の条文により、
話し合いを基本とした協働
のまちづくりを進めるため
の考え方について定めてい
ますが、「絵に描いた餅」にな
らないよう、条例内容の実現
についても定めています。

実効性のある条例にするため 行動計画を策定

「話し合い」は、すでに決まっていることを一方的に説明する、あるいは押しつけることではありません。互いの立場の違いを尊重し、「一緒に考えていく」という姿勢を大切にしながら、思いを共有して、そこに隠れている課題は何か、解決していくためにはどのような手法があるかなどを明らかにしていきます。その過程の中で、さまざまなもの、「気づき」や「発想」があり、話し合いの過程を共有し、自分の役割や責任が明確になり、連携・協力する相手はどうなるのかなど、課題解決に向けた行動の仕

話し合いの大切さ

方が明らかになります。

これまでの地域づくりに

あっても、話し合いを大切に

進めてきた活動が、成果を挙げています。

一例として、古川まちづく

り協議会以下、〇〇まちづく

り協議会を盛り込む内容を話し合ってもらいました。

多くの人がかかわりながら

意見を理解し、みんなの

声が活かせるまちづくりを

実現していきます。

条例ができ上がるまで

条例の制定に当たっては、「大崎市協働のまちづくり条例制定に関するパートナーシップ会議」をはじめ「大崎市協働のまちづくり条例策定委員会」で、これまでのまちづくりの分析・検証を行いました。その検討経過を各地域にも伝え情報共有したほか「協働のまち

づくりフォーラム」を開催して、より多くの人に、この条例に盛り込む内容を話し合ってもらいました。多くの人がかかわりながら意見を理解し、みんなの声が活かせるまちづくりを実現していきます。

私たち市民と行政がこの条例に込める思いを大切にし、「まちはみんなでつくるもの」を宣言葉に、市民同士や市民と行政が、協働の考え方を理解し、みんなの声が活かせるまちづくりを実現していきます。

づくりフォーラム」を開催して、より多くの人に、この条例に盛り込む内容を話し合ってもらいました。多くの人がかかわりながら意見を理解し、みんなの声が活かせるまちづくりを実現していきます。

私たち市民と行政がこの条例に込める思いを大切にし、「まちはみんなでつくるもの」を宣言葉に、市民同士や市民と行政が、協働の考え方を理解し、みんなの声が活かせるまちづくりを実現していきます。



大崎市話し合う協働のまちづくり条例【前文】

まちはみんなでつくるもの。

私たちは、より住みよい暮らしを実現するため、話し合いを大切にした協働のまちづくりを進めます。

暮らしの中にある悩みや不安、喜びや楽しみを分かち合い、互いを尊重し、助け合いながら、地域の抱える課題を解決していきます。

そのため、市民も行政も、みんなが主体となって、対等な関係で話し合いを行います。

話し合うことによって、想いや考えが伝わり、人と人とのつながりが生まれます。

そして、一人では思いつかなかった新しい気づきや発想が生まれます。

そう、話し合いの過程が人をはぐくみ、まちをつくるのです。

話し合いの文化を根づかせていくことが、私たちの目指す協働のまちづくりの姿です。

そんなみんなの声が活かせるまちをつくるため、この条例を制定します。

大崎市話し合う協働のまちづくり条例に関する情報は、市ウェブサイトをご覧ください。
<http://www.city.osaki.miyanagi.jp/annai/shiyakusho/torikumi/19.html>

「大崎市話し合う協働のまちづくり条例」は、市が合併以来進めてきた「市民が主役協働のまちづくり」の実践を踏まえ、協働のまちづくりの基本的な考え方を定めています。

今後の方向性を明らかにし、より一層、市民と行政との協働を進めるために制定したもので、本年4月1日から施行しました。

問 まちづくり推進課
地域自治・NPO担当 ☎23-5069